

広島市社会福祉審議会運営規程改正案

現 行											改 正														
別表 審議会における審議事項並びに専門分科会及び部会における専決事項について											別表 審議会における審議事項並びに専門分科会及び部会における専決事項について														
区 分		審議会	民生委員 審査専門分科会	障害福祉 専門分科会	審 査 部 会	児童福祉 専門分科会	所 置 等 専 門 会	里 親 等 専 門 会	教育・ 保育施設 提供制 等検討 部会	地域・子 ども・支 援事業 提供制 等検討 部会	高 齢 専 門 分 科 会	区 分		審議会	民生委員 審査専門分科会	障害福祉 専門分科会	審 査 部 会	児童福祉 専門分科会	入 所 等 専 門 会	里 親 等 専 門 会	教育・ 保育施設 提供制 等検討 部会	地域・子 ども・支 援事業 提供制 等検討 部会	高 齢 専 門 分 科 会		
児童福祉法	自立援助ホーム及びファミリーホームの開設及び運営に関する意見具申	法8条4項						●				自立援助ホーム及びファミリーホームの開設及び運営に関する意見具申	法8条4項							●					
	児童の措置についての児童相談所に対する意見具申	法8条4項 法27条6項 令32条1項					●					児童の措置についての児童相談所に対する意見具申	法8条4項 法27条6項 令32条1項						●						
	児童及び知的障害者の福祉増進のための芸能、出版物、がん具、遊技等の推薦又は製作者等に対する勧告	法8条7項					●					児童及び知的障害者の福祉増進のための芸能、出版物、がん具、遊技等の推薦又は製作者等に対する勧告	法8条7項						●						
	親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行おうとするとき及び一時保護を行った後2か月を経過することの一時保護継続についての意見具申	法33条5項						●				親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行おうとするとき及び一時保護を行った後2か月を経過することの一時保護継続についての意見具申								—					
児童虐待防止等に	児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例についての分析、調査研究、検証	法4条5項 (平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)					●					児童虐待防止等に	児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例についての分析、調査研究、検証	法4条5項 (平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)					●						